

平塚市監査委員	市川	喜久江
同	城田	孝子
同	山原	栄一
同	秋澤	雅久

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象範囲及び対象部課（対象団体）

令和5年度の公の施設の指定管理について、次の施設に関する監査対象部課及び対象団体（指定管理者）の義務の履行並びにその出納その他の事務事業の執行等

（1）平塚栗原ホーム

対象部課：福祉部 福祉総務課

対象団体：社会福祉法人平塚市社会福祉協議会

（2）平塚市余熱利用施設

対象部課：福祉部 福祉総務課

対象団体：ひらつか健康福祉パートナーズ

（3）平塚市聖苑

対象部課：市民部 市民課

対象団体：平塚市聖苑運営管理共同事業体

（4）平塚市北図書館・平塚市西図書館・平塚市南図書館

対象部課：社会教育部 中央図書館

対象団体：株式会社 ヴィアックス

2 監査の実施期間

令和6年9月9日から10月25日まで

3 監査の方法及び監査項目

監査対象部課及び対象団体から指定に係る文書、書類等の提出を求め、指定管理の目的に沿った事業が行われたか、事業報告・決算諸表に記載された数値は正確であったか、事務処理は良好になされているか等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

（1）指定手続き

（2）協定書

- (3) 指定管理料
- (4) 施設の管理
- (5) 業務の履行
- (6) 利用料金
- (7) 指定管理者の出納

4 関係書類

(対象部課分)

指定管理者の指定手続きに関する書類、管理の協定等、管理経費に関する書類及び事業報告書の点検に関する書類等

(対象団体分)

事業計画書及び事業報告書、管理経費に関する書類、金銭出納帳、収入・支払伝票及び団体の経理関係規程等

5 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

(1) 平塚栗原ホーム

対象部課：福祉部 福祉総務課

対象団体：社会福祉法人平塚市社会福祉協議会

ア 対象部課においての指定管理者の指定手続、管理の協定その他の事務の執行及び対象団体（指定管理者）においての管理の協定等に基づく義務の履行に係る出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていた。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
栗原ホーム	【エレベーター（各階）】昇降路未区画・乗場戸に遮煙性能なし ※既存不適格

(2) 平塚市余熱利用施設

対象部課：福祉部 福祉総務課

対象団体：ひらつか健康福祉パートナーズ

ア 下記の指摘事項を除く対象部課においての指定管理者の指定手続、管理の協定その他の事務の執行及び対象団体（指定管理者）においての管理の協定等に基づく義務の履行に係る出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていた。

イ 次の指摘事項については基本協定書等に基づき適切に対処されたい。

○ 指摘事項

- ・対象部課において、年度協定書に定める指定管理料の精算期限を超過していたので、対象団体（指定管理者）と十分協議した上で年度協定書に精算期限を定め、その期限により確実に処理されたい。
- ・対象団体（指定管理者）において、年度協定書に定める指定管理料の精算期限を超過していたので、対象部課と十分協議した上で年度協定書に精算期限を定め、

その期限により確実に処理されたい。

ウ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・ 備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・ 土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
余熱利用施設	【外壁】外壁タイルに浮きと思われる打診音 【排煙設備等】自然排煙窓の一部開放不可

(3) 平塚市聖苑

対象部課：市民部 市民課

対象団体：平塚市聖苑運営管理共同事業体

ア 下記の指摘事項を除く対象部課においての指定管理者の指定手続、管理の協定その他の事務の執行及び対象団体（指定管理者）においての管理の協定等に基づく義務の履行に係る出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていた。

イ 次の指摘事項については基本協定書等に基づき適切に対処されたい。

○ 指摘事項

- ・ 対象部課において、対象団体（指定管理者）が行うべき基本協定書に定められた自主事業に関する事業報告書、収支予算書の提出及び口座の開設がされていなかったもので、適切な処理を行うよう指導されたい。
- ・ 対象部課において、対象団体（指定管理者）が行う第三者との再委託契約書の締結について、前回監査同様に委託者が指定管理者である「平塚市聖苑運営管理共同事業体」を代表する者となっていなかったもので、課内の確認体制の強化を図るとともに、適切な処理を行うよう指導されたい。
- ・ 対象団体（指定管理者）において、基本協定書に定められた自主事業に関する事業報告書、収支予算書の作成及び口座の開設をしていなかったもので、適切な処理をされたい。
- ・ 対象団体（指定管理者）において、第三者との再委託契約書の締結について、前回監査同様に委託者が指定管理者である「平塚市聖苑運営管理共同事業体」を代表する者となっていなかったもので、事務処理体制の強化を図り適切に対処されたい。

ウ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・ 備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・ 土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
聖苑	【内装】事務室天井 雨漏りによるシミ

(4) 平塚市北図書館・平塚市西図書館・平塚市南図書館

対象部課：社会教育部 中央図書館

対象団体：株式会社 ヴィアックス

ア 下記の指摘事項を除く対象部課においての指定管理者の指定手続、管理の協定その他の事務の執行及び対象団体（指定管理者）においての管理の協定等に基づく義務の履行に係る出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていた。

イ 次の指摘事項については基本協定書等に基づき適切に対処されたい。

○ 指摘事項

- ・ 対象部課において、年度協定書に定める指定管理料の支払期限及び精算期限を超過していたので、定められた期限により処理されたい。

ウ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・ 備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・ 土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
平塚市西図書館	【外壁】タイルの浮き、クラック 【屋上】パラペットのクラック、白華現象 【天井】漏水痕

以 上